

贈与税の納税猶予と相続時精算課税の併用

Q : 贈与税の納税猶予と相続時精算課税が併用できるようになったと聞きました。どのようなになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

非上場株式の贈与税の納税猶予は、これまで、雇用確保要件等を満たさなくなった場合、納税猶予が取り消され、贈与税の超過累進税率が適用され、相続税より多額の税金を支払わなければならないというリスクがあったので、導入に二の足を踏むところがあり、事業承継税制があまり進んでいませんでした。

そこで、このリスクを軽減するため、平成29年度の税制改正において、相続時精算課税制度に係る贈与について、非上場株式等の贈与税に係る納税猶予制度の適用対象に含めるとする改正が行われました。

これによって、非上場株式についても相続時精算課税を適用できることとなり、仮に納税猶予が取り消しになったとしても、相続時精算課税制度の特別控除額2,500万円適用後に一律20%の贈与税額を納付し、相続が発生したときには、相続で株式を取得した場合の相続税と同じ取扱いとなり、納税猶予取消時に相続税よりも高額な贈与税を納税するリスクは相当下がることになりました。

この取扱いは、平成29年1月1日以後に贈与により取得する非上場株式等から適用されます。



特定事業用資産の買換え

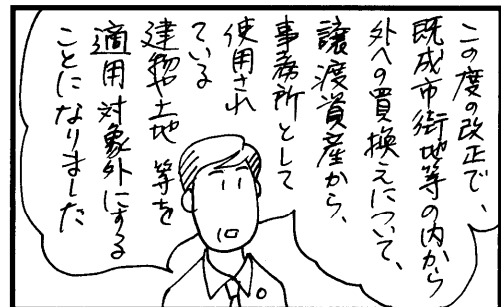
Q : 特定の事業用資産の買換えの特例が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

特定の事業用資産の買換え特例は、次の見直しがされ、3年延長になりました。

- ① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から都市再生特別措置法の立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にあるその立地適正化計画に記載された誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を、それぞれ除外することとされました。
- ② 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地区域内にある土地等の買換えについて、適用対象から除外することとされました。
- ③ 船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産及び買換資産から漁業の用に供される船舶を除外すること等とされました。
- ④ 短期所有の土地等の譲渡について特例を適用できることとする措置が、平成32年3月31日まで3年延長されました。



教育資金の一括贈与の提出書類

Q : 教育資金の一括贈与の提出書類について改正がされたようですが、どのようになったのですか？

A : 電子媒体での提供ができるようになりました。

【解説】

教育資金の一括贈与の特例とは、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合に贈与税が非課税になるというもので、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の個人が教育資金に充てるための資金を、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から信託受益権を付与された場合などに、信託受益権又は金銭等の価額のうち受贈者1人につき1,500万円までの金額に相当する部分の価額につき贈与税が非課税となる制度です。

この特例を受けるには、教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければなりません。平成29年度の税制改正において、利用者の利便性をよくすることを目的として、紙媒体だけでなく、電子媒体での提出も認められることとされました。

この取扱いは、平成29年6月1日以後となっていますが、金融機関によって対応が違うようですので、確認をしてください。



金融機関で口座開設を行う場合

Q : 金融機関で口座を開設する場合の取扱いが変わったとか。どうなったんですか？

A : 居住地国等を記載した届出書の提出が必要になります。

【解説】

平成27年度の税制改正によって、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等(銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等)で口座開設等を行う者(自然人、法人、組合等)は、金融機関等へ氏名・住所(名称・所在地)、居住地国、外国の納税者番号などを記載した届出書(新規届出書)を提出しなければならなくなりました。

そして、口座開設等を行う際には、金融機関等によって、届出書の記載事項が口座開設等を行う際に提出又は提示をした他の書類(運転免許証やパスポート等)の内容と合致しているかどうかを確認されます。

なお、口座開設等を行う者の居住地国が特定の外国である場合は、金融機関等から、平成30年以後、毎年4月30日までに、その口座開設等を行う者の金融口座情報が所轄税務署長に報告されることとなっています。さらに、その金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、その外国の税務当局と自動的に交換されることとなります。

※平成28年12月31日までに口座開設等をしている場合であっても、金融機関等から、任意届出書の提出を求められる場合があります。

